

令和3年度第1回いじめ対策総点検（報告）

- 1 日 時 令和3年10月28日（木）10:00～11:40
- 2 場 所 県立川西高等特別支援学校 応接室
- 3 訪 問 者 県教育庁生徒指導課 支援・相談班 指導主事 1名
県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室 指導主事 1名
- 4 参 加 者 校長、教頭、いじめ対策推進教員（生徒指導主事）
- 5 内 容
 - ・学校施設見学
 - ・事案発生時の校内対応について
 - ・いじめ対策推進教員の校内での役割について
 - ・いじめ対策組織の会議記録の作成・保存について
 - ・スクールカウンセラーのかかわりについて
 - ・生徒指導に関する校内研修について
 - ・いじめに関するアンケートについて
 - ・学校いじめ防止基本方針について
- 6 指導事項
 - ・いじめを見逃さず、辛い思いをしてもなかなか口に出せない生徒の存在を忘れず、積極的にいじめを認知する。
 - ・問題行動への対応は個別の指導計画に基づき支援方法を検討する。
 - ・事案発生時の記録作成にあたっては、客観的事実の記載に努める。
 - ・職員間での情報共有を確実にし、組織的対応にあたる。

今回のいじめ総点検を活かし、生徒が安心安全に楽しい学校生活を送るよう全職員でいじめを許さない学校作りに取り組んでまいります。

【いじめの定義】

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

「新潟県いじめ防止基本方針」（令和3年7月改定）より